

令和5年度 第17回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年12月4日(月) 午前10時から10時40分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 前田俊和 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 米田康孝 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |
| | 主事 | 竹茂美緒 | 主事 | 小谷健太 | |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

報告第1号 鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の採用候補者の決定について

報告第2号 職員からの苦情相談について【事案番号5年-1号】

報告第3号 職員からの苦情相談について【事案番号5年-2号】

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、報告第1号から第3号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等並びに地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるものとされたことに伴う所要の改正を行う。

3 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を国俸給表に準じて改定し、若年層に重点をおいて全世代の給料表の水準を引き上げる。

(行政職で平均 1.0%の引上げ) (人事委員会勧告どおりの改定)

イ 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。(人事委員会勧告どおりの改定)

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 415,600円(現行 414,800円)

(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 51,100円(現行 50,800円)

ウ 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年0.10月分引き上げる。(人事委員会勧告どおりの改定)

(ア) 令和5年12月期(一般職の場合)

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R5.6月	R5.12月	R5.6月	R5.12月	
改正案	1.2月	1.25月	0.85月	0.9月	年 4.20月
現行	1.2月	1.2月	0.85月	0.85月	年 4.10月

(イ) 令和6年度以降(一般職の場合)

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R6.6月	R6.12月	R6.6月	R6.12月	
改正案	1.225月	1.225月	0.875月	0.875月	年 4.20月
現行	1.2月	1.2月	0.85月	0.85月	年 4.10月

エ ウの改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年0.05月分引き上げる。(年2.06月→2.11月)

オ 令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、期末手当及び勤勉手当の支給割合を以下のとおりとする。

(ア) 期末手当：年2.16月分

(イ) 勤勉手当：年1.54月分

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1)の改定に準じて所要の改正を行う。(人事委員会勧告どおりの改定)

(3) 施行期日

ア 施行期日は、公布日とする。

イ (1)ア及びイは、令和5年4月1日から、(1)ウ(ア)及びエは令和5年12月1日から、(1)ウ(イ)及びオは令和6年4月1日から適用する。

ウ (2)の適用日は(1)に準じる。

※鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正は意見照会の対象外。

4 条例案に対する当委員会の判断(案)

令和5年11月30日付けで鳥取県議会議長から意見を求められた条例案については、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

◇報告第1号

鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

◇報告第2号

職員からの苦情相談【事案番号5年-1号】について、事務局が説明した。

◇報告第3号

職員からの苦情相談【事案番号5年-2号】について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和5年12月8日（金）午前10時00分から開催することとした。